

企業と人権に関する指導原則（Guiding Principle）における 国内人権機関の位置づけ

2012. 1. 29 山崎公士

1. 「企業と人権に関する指導原則」の概要 →【資料1】

I. 国家の人権保護義務

II. 企業の人権尊重責任

III. 救済へのアクセス

2. 国内人権機関

・新しいタイプの人権救済機関としての「国内人権機関」が世界の120か国以上で設置され、機能している。

・ 「国内人権機関」とは、

- ① 人権保障のため機能する既存の国家機関とは別個の公的機関で、
- ② 憲法または法律を設置根拠とし、
- ③ 人権保障に関する法定された独自の権限をもち、
- ④ いかなる外部勢力からも干渉されない、独立性をもつ機関の総称である。

・裁判所などの司法機関とは異なる。人権委員会のように複数の個人で構成される型と、オンブズパーソンのように単独の個人で活動する型がある。オーストラリアの人権委員会やスウェーデンの国会オンブズマンなど。

・発展途上国では軍隊や警察の権力濫用による人権侵害が横行し、また先進国でもマイノリティに対する構造的・社会的差別が解消していない。こうした人権侵害や差別の被害者は、費用と時間がかかり、しかも手続が面倒な裁判を利用して救済を求めることはまれで、多くの場合泣き寝入りを強いられてきた。そこで冷戦後国際連合は、人権侵害の苦情について無料で相談を受け、迅速、簡単に救済をはかる、政府から独立した人権救済機関の設置を加盟国に働きかけ始めた。

1993年12月に国連総会は「国内人権機関の地位に関する原則（パリ原則）」を採択し、国内人権機関（以下「機関」）のあるべき姿を示した。

・機関の機能

- ①人権法制・状況に関する政府・議会への提言、②人権諸条約の批准や国内実施の促進、③人権諸条約上の政府報告書への意見表明、④国連人権関係機関などとの協力、⑤人権教育・研究プログラムの作成支援、⑥人権・差別撤廃の宣伝、などを例示する。

・機関の独立性

これらの機能を実施するため、機関の構成員は社会の多元性を反映するよう選出し、その任期は明確に定め、独立した財源をもつものとするなど、機関の独立性の確保策を示す。

・機関の活動

①苦情申立の検討、②意見の聴取、情報・文書の取得、③意見や勧告の公表、④人権の促進と保護に責任をもつ司法機関などとの協議、⑤人権NGOとの連携、などを掲げる。

・機関は司法機関ではない。しかし、パリ原則は、①調停による、または法に規定された制約の範囲内での拘束力のある決定による、友好的な解決の追求、②救済手段に関する申立者への情報提供、③法律の制限内での申立の聴聞、他機関への移送、④法律、規則、行政慣行の改正・改革の提案、など準司法的権限を機関は持てることも示している。

3. 指導原則における国内人権機関の位置 →【資料2】

・Ⅲ. 救済は、企業による人権侵害が起きた際の法的枠組みを示す。

・司法手続による救済と準司法手続による救済を想定。

・国内人権機関は人権侵害された者を実効的に救済する準司法手続を担う重要な機関と位置づける。

4. 評価

4-1. 国内人権機関国際調整委員会 (International Coordinating Committee of National Human Rights Institutions^{*1}; ICC)

・ICCは「企業と人権作業グループ」を2009年に設置。

・2010年10月、スコットランド・エジンバラで、「企業と人権：国内人権機関の役割とは？」を開催。以下の「エジンバラ宣言」を採択。

para.6 国連人権理事会の企業と人権への継続的関与（特に、国連特別代表を通じた）を歓迎。「保護、尊重、救済」枠組みに示される人権と救済を利用する被害者の権利に関する

*1 ICCは国内人権機関の国際的なアンブレラ組織。人権理事会の決定により国内人権機関を認証する権限を付与されている。

ICCは、パリ原則に準拠した国内人権機関にはA資格（留保付き認定の場合はA(R)資格）を、パリ原則に十分に準拠していないか認証決定のため十分な情報を提供していない国内人権機関についてはB資格（オブザーバー資格）を、またパリ原則に準拠していない国内人権機関にはC資格を、それぞれ認定できる。

る国家と企業の適切な役割と責任がより理解され、明確になることを歓迎。

para.7 特別代表による「保護、尊重、救済」枠組みを実施する指導原則の発展を歓迎。

4-2. アジア・太平洋国内人権機関フォーラム (APF)

・2011年10月11-13日、ソウルでの「企業と人権に関する地域会議」で以下の声明を採択。

para.5 政府、企業、市民社会および国内人権機関代表は、「保護、尊重、救済」枠組みと指導原則の重要性を強調。企業の人権遵守等を進める上での国内人権機関の基本的役割を確認。

4-3. 国連人権理事会

・2011年6月15日の決議 A/HRC/17/L.17/Rev.1 で、「パリ原則に準拠し設置された国内人権機関の企業と人権に関する重要な役割を歓迎」

【資料1】

Guiding Principles on Business and Human Rights: Implementing the United Nations “Protect, Respect and Remedy” Framework, U.N. Doc. A/HRC/17/31 (21 March 2011)

〔目次〕

一般原則

I. 国家の人権保護義務

A. 基本原則 (paras.1-2)

B. 運用上の原則 (paras.3-10)

一般的な国家による規律・政策機能

国家と企業の結合体

紛争地域における企業の人権尊重支援

政策一貫性の確保

II. 企業の人権尊重責任

A. 基本原則 (paras.11-15)

B. 運用上の原則 (paras.16-24)

方針策定による（人権尊重の）約束

人権に関する相当の注意(Due diligence)

修復(Remediation)

共通する論点(Issues of context)

III. 救済へのアクセス

A. 基本原則 (pars.25)

B. 運用上の原則 (paras.26-31)

国家の司法メカニズム

国家の非司法的苦情申立てメカニズム(State-based non-judicial grievance mechanisms)

非司法的苦情申立てメカニズムに関する実効性の判断基準

【資料2】

Guiding Principles on Business and Human Rights: Implementing the United Nations “Protect, Respect and Remedy” Framework,

U.N. Doc. A/HRC/17/31 (21 March 2011) における

国内人権機関(national human rights institutions)への言及箇所 (抄)

序

para.7 本枠組み(Framework)は、各国政府、企業・企業団体、市民社会、労働組合、**国内人権機関**および投資家によって支持され、援用されてきた。

para.12 本枠組み形成過程で、人権理事会代表、企業・企業団体、市民社会グループ、ならびに**国内人権機関国際調整委員会**(International Coordinating Committee of National Human Rights Institutions)と協議した。

para.3 パリ原則に準拠した国内人権機関は、人権義務の履行に向けた国内法整備に関し国家を支援し、企業など非国家アクターに人権指針を提供するなど、重要な役割を持つ。

para.25 国家による苦情申立てとしては、国家機関によるものと憲法または法律にもとづく独立機関によるものがある。・・・具体的には、裁判所、労働審判所、国内人権機関、OECD の多国籍企業ガイドラインにもとづく国内コンタクトポイント、オンブズパーソン等。

para.27 国家は、企業に関連する人権侵害にかかる救済に関する総合的制度の一部として、司法制度と並行して、実効的で適切な非司法的苦情申立てメカニズムを提供しなければならない。

注釈

この点で、国内人権機関の役割は特に重要である。